

総社市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第9号

総社市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年総社市規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（造成工事の技術的基準）</p> <p>第9条 条例第15条第1項第2号の規則で定める技術的基準及び同項第6号の規則で定める技術的基準は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）<u>第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内</u>において行われる<u>宅地造成等</u>に関する工事の技術的基準の例による。</p> <p>（資格を有する者の設計によらなければならない措置）</p> <p>第10条 条例第15条第1項第7号の規則で定める措置は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号。次条第1号において「<u>盛土政令</u>」という。）<u>第21条各号</u>に掲げる措置とする。</p> <p>（設計者の資格）</p> <p>第11条 条例第15条第1項第7号の規則で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>盛土政令第22条第1号</u>から第4号までに掲げるもの</p> <p>(2) 略</p>	<p>（造成工事の技術的基準）</p> <p>第9条 条例第15条第1項第2号の規則で定める技術的基準及び同項第6号の規則で定める技術的基準は、<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）<u>第3条第1項の宅地造成工事規制区域内</u>において行われる<u>宅地造成</u>に関する工事の技術的基準の例による。</p> <p>（資格を有する者の設計によらなければならない措置）</p> <p>第10条 条例第15条第1項第7号の規則で定める措置は、<u>宅地造成等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号。次条第1号において「<u>宅造政令</u>」という。）<u>第16条各号</u>に掲げる措置とする。</p> <p>（設計者の資格）</p> <p>第11条 条例第15条第1項第7号の規則で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>宅造政令第17条第1号</u>から第4号までに掲げるもの</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。